

# 旧社会保険庁職員の分限免職処分取消等請求事件の 公正・公平な判決を求める要請署名

分限免職処分取消等請求控訴事件  
仙台高等裁判所 民事部 御中

年 月 日

旧社会保険庁は 2009 年 12 月末、国家公務員法や人事院規則を無視して社会保険庁職員 525 人の分限免職処分（整理解雇）を強行しました。この不当な分限免職処分に対し、全厚生労働組合の組合員を含む 71 人が処分取消を求めて人事院に不服申立を行い、その結果、25 人の処分が取り消されました。

処分取消とならなかった秋田の原告 4 人は解雇撤回を求めて提訴（平成 25 年[行ウ]第 24 号、同第 30 号）しましたが、仙台地裁（高取真理子裁判長）は 2018 年 1 月 10 日、原告 4 人の請求をすべて棄却する不当判決を言い渡しました。判決は、原告らが特に優秀な職員であったことを認めておきながら、分限免職を妥当と結論づけており、事実認定から導き出される判決の内容として納得できるものではなく、明らかに結論（分限免職処分容認）ありきの裁判であるといわざるを得ません。また、懲戒処分歴のある者を一律不採用とする閣議決定の当否については一切触れられておらず、さらには、閣議決定の過程で政治介入があったことも当時の社保庁総務部長の証言により示唆されていたにも関わらず、この点にもまったく言及されていません。

そもそも、人事院で 25 人もの処分取消がなされたことは、この処分がいかに杜撰なものであったかを明らかにしています。また、業務目的外閲覧では「従来の処分より重くした」と当時の社保庁長官が述べていることから、懲戒処分の対象となった非違行為のほとんどが軽微なものであるうえ、中には冤罪といえるものも含まれており、懲戒処分自体が不当であったことも明白です。

仙台高等裁判所におかれましては、事実に基づく十分な審理と公正・公平な判断のもと、すべての控訴人に対する分限免職処分を取り消す判決を行うよう、要請いたします。

## 【要 請】

○貴裁判所は十分な審理のうえ、公正な立場で判決を下されますよう要請します。

氏 名	住 所

(取扱い団体)

**全厚生労働組合（略称：全厚生）**

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 厚生労働省 低層棟 3 階  
tel : 03-3501-4881 fax : 03-3502-4706 mail : info@zenkousei.jp

仙台高裁